

大洗町議会交際費の支出基準に関する要綱（別表）

区分	対象者	金額	備考
会費	情報交換、意見交換を目的とする会合等で、会費を必要とするもの又は、飲食を伴う懇親会並びに祝賀会等へ出席するための経費	会費相当分 (1万円上限)	
慶祝	記念式典、祝賀会並びに町民にとって名誉となる行為・業績への壮途祝いについて支出する。	5千円または社会通念上認められる範囲	
弔慰	国会議員・県議会議員 自治体首長	1万円（注 1）	
	町議会議員	3万円（注 1）	供花 1基 （注 1）
	行政委員会委員	1万円（注 1）	
	前項以外の 非常勤特別職	5千円～1万円 （注 1）	
	議会発展に特に貢献のあった方	5千円～1万円 （注 1）	
	上記元職	5千円～1万円 （注 1）	
	常勤特別職	3万円（注 1）	
	町職員	1万円	
	上記対象者の配偶者 一親等の親族	5千円～1万円 （注 1）	
見舞	上記弔慰に該当する方が、10日以上 の入院加療をしたとき火災等り災	5千円～1万円 （注 1）	
	火災等り災見舞い	1万円～3万円 （注 1）	
渉外	議会運営上、必要な外部機関との交渉、交際、訪問等のため必要な特産品等の購入に要する経費	相当額（注 1）	
賛助	公益性が高く趣旨に賛同できるカンパ等に係る経費	相当額（注 1）	
接遇	議会運営上、必要と認められる場合の接遇に要する経費	相当額（注 1）	
その他	議会運営上、議長が特に支出する必要があると認めたもの	相当額	

※（注 1）は議長が必要と認めたとき